

## 学校・家庭・地域の連携協力推進事業実施要領

### 1. 事業の目的

地域と学校が連携・協働して、社会総がかりで未来を担う子どもたちの成長を支えていく活動（以下、「地域学校協働活動」という。）を積極的に推進するため、従来の個別の教育支援活動の充実、統合化・ネットワーク化を図り、「支援」から「連携・協働」を目指す体制を構築する。

### 2. 実施主体

本事業の実施主体は、県及び市町（市町の組合を含む。以下、同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

### 3. 事業の内容

#### （1）推進委員会の設置等

県においては、県内の地域学校協働活動の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、県内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員若しくは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下、「地域コーディネーター等」という。）、地域学校協働活動の支援を実施する者（以下、「教育活動推進員」という。）、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下、「土曜教育推進員」という。）、様々な地域学校協働活動の実施に当たって、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「教育活動サポーター」という。）、土曜日等のプログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「土曜教育サポーター」という。）等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、地域学校協働活動の総合的な推進を図る。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施することとする。

##### ①推進委員会の設置

ア 県は、県内の地域学校協働活動の総合的な在り方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進委員会では、地域学校協働活動の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

## ②研修の実施

ア 県は、県内の市町が配置する地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方針、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るために研修を実施するよう努めることとする。

イ 県は、県内の市町が実施する地域学校協働活動等に関わる教育活動推進員や教育活動サポーター等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るために研修を行うよう努めることとする。

## (2) 地域学校協働活動等の実施

市町においては、域内の地域学校協働活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、地域学校協働活動の企画、地域と学校との情報共有・調整、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等を行う地域コーディネーター等の配置、「地域学校協働本部」の設置、様々な地域学校協働活動の実施等を行う。なお、実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携して実施するよう努めることとする。

また、県が地域学校協働活動を実施する場合には、「市町」を「県」と読み替えるものとする。

### ①運営委員会の設置

ア 市町は、域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定に当たっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、市町の実情に応じて、行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

### ②市町研修等の実施

ア 市町は、域内の学校に配置される地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方針、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域コーディネーター等の資質向上を図るために講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るために研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町は、地域学校協働活動等に関わる教育活動推進員や教育活動サポ

ーター等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

#### ③地域コーディネーター等や統括コーディネーター等の配置

ア 市町は、地域学校協働本部に地域コーディネーター等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、経済団体・商工会議所・企業関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。また、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。地域コーディネーターについても、地域学校協働活動推進員に準じて、適切な者を選任することが望ましい。

イ 地域コーディネーター等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。また、事業の実施に当たっては学校支援活動、放課後支援活動、土曜日の教育活動等の活動間の連携を図るよう努めること。

ウ 市町は、地域コーディネーター等を統括する立場として、地域コーディネーター等との連絡・調整、地域学校協働活動推進員等の確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図るための「統括コーディネーター等」を配置することができる。

#### ④地域学校協働活動の実施・運営

市町は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。

活動に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するよう努めるとともに、教育活動推進員や教育活動サポーター等を配置し、活動の充実を図ることとする。

そのほか、本事業における地域学校協働活動とは、以下の内容・機能を有するものとする。

ア 学びによるまちづくりや、地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学

習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、学校周辺環境整備など、地域と学校が連携・協働して行う活動。

- イ 学習支援員を活用し、学習が遅れがちな子ども等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）。
- ウ 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子ども教室）。放課後等支援活動を実施する場合においては、放課後児童クラブが存在していない地域などを除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。
- エ 民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を外部人材の参画により、特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施する取組。
- オ その他、地域と学校が連携・協働して子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動。

#### ⑤学校区ごとの地域学校協働本部の設置

- ア 本事業における地域学校協働活動等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの地域学校協働本部を設置することができる。
- イ 一体型の放課後児童クラブと放課後等支援活動を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから、一体型で実施する場合は学校区ごとの協議会（地域学校協働本部等）の設置を補助要件とする。
- ウ 地域学校協働本部の参加者は、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等が想定される。なお、地域学校協働本部については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもつて代替することができる。

#### (3) 放課後等支援活動における備品の整備

- (2) ④－ウに基づく放課後等支援活動（放課後子ども教室）を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る）。また、既に実施されている放課後等支援活動が、新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度についても補助対象とする。（放課後子ども教室一体型の推進に係る設備整備により補助を受けている場合を除く。）

### 4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町は、県が指定する期日までに事業計画

書を提出するものとする。

## 5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた市町は、県が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

## 6. 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町が実施する事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。なお、放課後等の活動を行う場合については、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

### ①地域学校協働活動等の実施に係る経費

#### ア 運営委員会の設置経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

#### イ 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

#### ウ 学校区ごとの地域学校協働本部の設置経費

校区ごとの地域学校協働本部の設置経費については、謝金、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

#### エ 地域コーディネーター・統括コーディネーター等の配置経費

地域コーディネーター・統括コーディネーター等の配置人数については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

地域コーディネーター等の謝金単価については、各市町の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円を上限として積算することとする。

統括コーディネーター等の謝金単価については、各市町の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価

は2,200円を上限として積算することとする。なお、統括コーディネーター等については、交通費についても補助対象とする。

#### 才 地域学校協働活動の実施・運営経費

教育活動推進員、学習支援員、土曜教育推進員、教育活動サポーター、土曜教育サポーターについては、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子どもの数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

教育活動推進員、学習支援員、土曜教育推進員、教育活動サポーター、土曜教育サポーターの謝金単価については、各市町の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は教育活動推進員は1,480円、学習支援員、土曜教育推進員は2,200円、教育活動サポーター、土曜教育サポーターは740円を上限として積算することとする。

ただし、地域別最低賃金額がこれを上回っている地域においては、最低賃金額を上限として積算することができる。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

また、特別な支援を必要とする子どもたちに対する放課後等支援活動を行う場合には、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子どもの数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することが可能である。特別支援サポーターの謝金単価については、各市町の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各市町の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該市町が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費・借料及び損料として積算することとする。なお、地域未来塾を実施するに当たっては、「辞書、辞典、参考書、問題集等」の教材・教具について、備付けとして整備する場合は、補助対象とする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

#### カ 旅費・交通費

校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者等が本事業の活動を

行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。ただし、交通費については、実施市町外の地域から学習支援員が支援を行う場合には、交通費についても補助対象とする。

#### キ 雜役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

#### ク その他

放課後等の地域学校協働活動（放課後子ども教室）に係る国庫補助対象となる実施日数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として、年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日等で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付け等に要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として、積算することとする。

なお、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合や補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

#### ②放課後等支援活動備品の整備に係る経費

備品とは、国の基準により1個あたり金額が3万円以上とする。ただし、各市町の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りでない。

また、経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合わせた整備を行うこととする。

放課後等支援活動に必要な備品の整備に係る経費は、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子どもの数等）に応じて積算しても差し支えないが、1か所あたり210,000円を上限とする。なお、開設初年度において放課後児童クラブと一体的に活動する場合は、1箇所あたり420,000円を上限とする。（放課後子ども教室一体型の推進に係る設備整備により補助を受けている場合を除く）

### 7. その他留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもの教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- ② 放課後等支援活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。

- ア 放課後等の支援活動は、子どもたちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子どもの多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- イ 放課後等の支援活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一緒に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めた全ての子どもたちの参加促進が図られるよう努めること。
- ウ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公私立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
- エ 教育活動の実施場所としては、基本的に、小学校・中学校・高等学校等の学校施設(教室や余裕教室、校庭、体育館等)を活用することとするが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設等も活用するなど、子どもたちが安全に安心して多様な活動ができる場所で実施すること。
- オ 本取組を実施する場合には「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日26文科生第277号 雇児発第0731第4号)に基づき、事業を実施するよう努めること。
- ③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ④ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標について県に報告すること。また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。
- ⑤ 本事業を実施するに当たっては、県においてその他必要な事項を別に定めることができるものとする。

## 8. 施行日

この要領は、平成29年6月1日から施行する。